

2023年11月18日(土) 稲城市立iプラザ 大会議室にて『成年後見制度あんしんの仕組み』についての講演会が開催されました。当日36名の参加がありました。

成年後見制度を安心して利用できるように作られた制度である「成年後見制度支援信託と成年後見制度支援預貯金」に関する内容でした。関心の高い「家族信託」についても講演して頂き、70分間の密度の濃い内容でした。講演後、3か所の相談ブースを設け個別相談会も開催され、好評でした。

本講演会は、稲城市社会福祉協議会歳末たすけあい運動助成金を受けて開催されました。



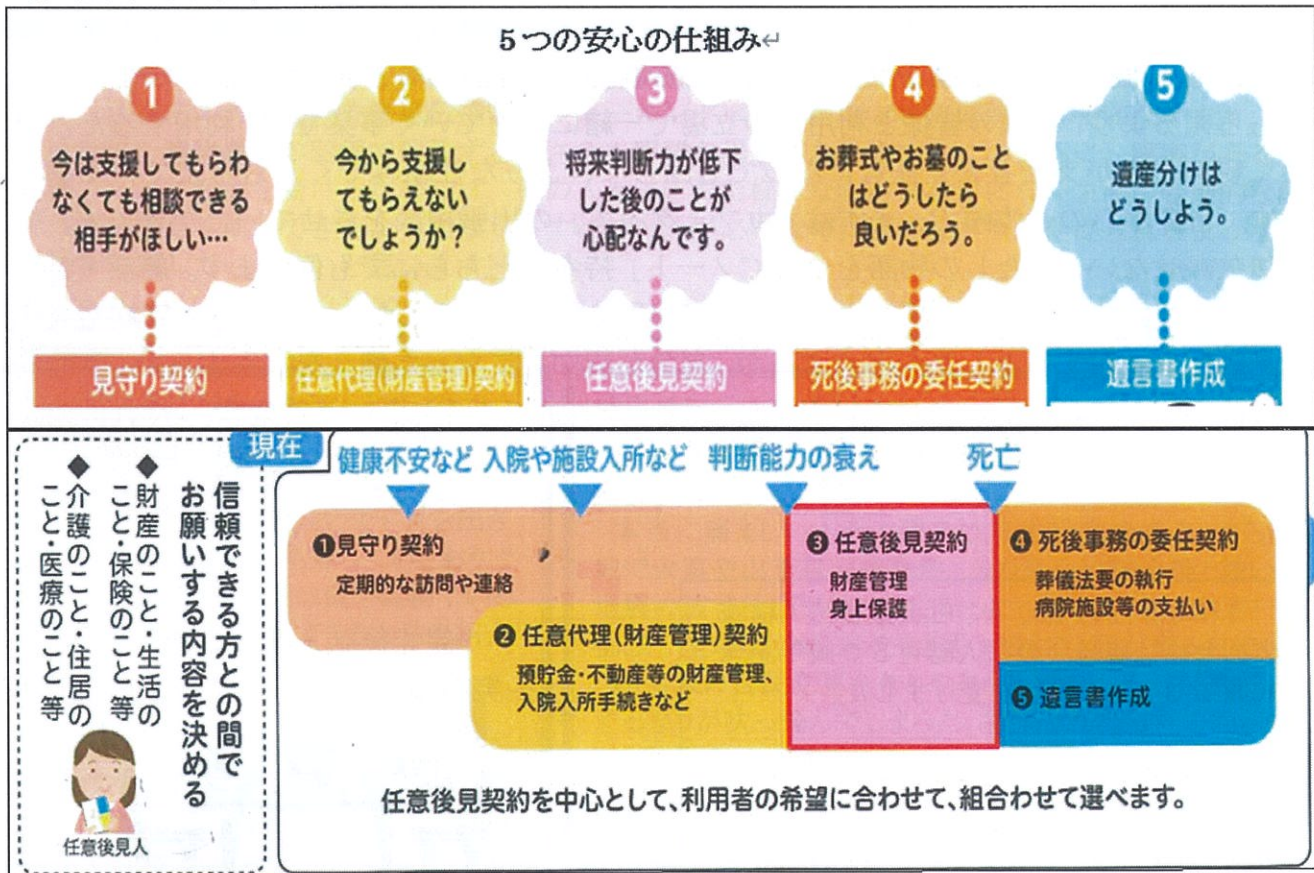
講演会・相談会のご報告
司法書士 吉村護氏

【講演の概要】 <成年後見制度の基礎知識>

成年後見制度は認知症・知的障害・精神障害・発達障害等により物事の判断に支援を必要とする方々の権利や財産を守り意思決定を支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

【任意後見制度】判断能力に問題がない方が利用できる制度



※公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートパンフレットより

【法定後見制度】既に判断能力に問題のある方が利用できる制度

類型	補助類型	保佐類型	後見類型
判断能力の程度	自分で出来る事も多い。 重要な契約・手続き等支 援があればできる	判断に迷う場合が多い。 重要な契約・手続き等支 援があればできる	ほとんどの意思決定に 支援を必要とする
成年後見人等の 代理権	申立により裁判所が 定めた行為	申立により裁判所が 定めた行為	原則として全ての法律 行為
申立人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等に限られる		